



司
志
自

民法會議筆記

第廿三號

第九二



414
A 2652
5

第三號



本法中ニ於テ未必ノ條件ニ次第アルヲ説キ

第一 中止

第二 解除

第三 偶生

第四 人意ニ管スル

第五 渾同

第六 入ノ為ス能ハサルヲ。人ノ為ス能ハサルヲ為サレハルヲ

司書印

大正十一年四月
大隈侯爵邸藏

第七 確定。不確定

然ルニ義務ヲ中止スルコト義務ヲ解除スルコトハ肝要ナルコトニ再ニコトニ條件ニシテハ詳説スルナリ其他ノ事ハ肝要ナラザルコトニ再ニ

第七百八十一條ニ於テ再ニ義務ヲ中止スルル則テ説キタリ然ルニ第七百六十八條ニ於テ其原則ハ既ニ説キタリ

此條ト第七百六十八條トハ違ヒテ説キタリ甚ク不都合ナリ

第七百六十八條ノ未必ノ條件ヲ以テ契約スル

コトハ未未ニ起ルコトニテ其事柄ハ不愜ナルコトナリト云ヒタリ

第七百八十一條ノ未定ノ事ニ管シタルコト云

フハ第七百六十八條ニ同シタレモ又ハ既ニ在ルコトニ唯モ猶未ニ其契約ヲ為ス双方ノ有ラ知ルコトニ管スル義務ト云フコトニ添ハタリ

一般ノ説ニ違ヒテ第七百六十八條ニ循フ方ヨロシク第七百八十一條ノ方ハ非テナリト云フ故

此第百八十一條云云第六條ニ譲リ

ヲ總テ刑ル可シ

何トナレハ又ハ既ニ生シタルト雖モ云々

ハ亦未ニハアラス未定トナ

未必ノ條件ハ必ラス其事ハ未定ト云フヘキ

ノニアラス偶生ノ事ナリ

既ニ起リタルハ偶生ニアラス未必ニアラス

トトヘハ支那ト日本ノ間ニ戦ノ起ラサレハ甲

乙ノ家ヲ買ハント云セタリ之レハ起ルヤ起

ラサルヤ未未ノナリ

然ルニ日本ノ使節ノ歸リ来リタル時ハ既ニ戦

トカ又和カハ分明ナリ

其事ハ双方ノ契約ヲ為スモノニハ知ラサル歟

五知ルヘカラスト雖モ既ニ起リタルハ偶

五知ルヘカラス

例ヲ奉ケントス

舊時コロシノ戦ヲルキアテトアリ

今ハドルニ其國ノ王カ最一ケ年王キタニハ

家ヲ賣ヘシト云ヒタリ之ハ未未ノ未必

ノ條件アリ然ルニ之レニ及ビ今生キテ居ル
 ナラハ家ヲ賣ルヘシノ契約ヲ為レタリ之
 レハ未未ノ未必ノ條件ニハアラズ
 其生キテ居ルヤ死セシマハ便リノ無キ間ハ知
 目下ノ事ナリ
 タトヘハ支那帝ニテ今生キテ居ルナラハ此家
 ヲ賣ラント云フ中其生キテ居ルト云フハ
 既ニ起リタルトニテ未未ノトニハアラサル
 ナリ

第千百八十一條ヲ讀ム

此條ニ於テモ未未ノ未定ノ事ニ管スル事件ハ
 未タ起ラス起リタリトモ知ラサル時ハト云
 ヒ又既ニ生レタリト雖モ猶未タ双方ノモ
 ノ口フサルトニ管レタル中ハト云ヒ其處
 ナリ
 千百六十八條ノ場合ト此條ノ場合ト同シク契
 約ヲ結ビタル日ニ付テハ此條トモ同
 シトナルヘレト云フトモ其利益ハ違フナリ
 第一ノ場合ニ於テ其契約ノ目下ノ為ス物件ノ

同

滅盡シタルト第二ノ場合ニ於テ其契約ノ目的ト為シタル物件ヲ滅盡シタルコトヲ知ラザリレ時トノコト運ツナリ

第一ノ場合ノ未必ノ條件ノ未タ期限ノ来ラサレ間ニ於テ物件ヲ滅盡シタルコトハ其契約ハ消滅スナリ

第二ノ場合ニ於テ其事ハ既ニ生シテ未タ双方ノ者ノ知ラサル間ニ滅盡シタル時ハ權利アルモノノ損亡タル可シ何トナレハ其契約ハ契約ヲ為シタル日ヨリナリタルモノユヘタリ

ト

ト其物件滅盡シタルトモ其代價ハ買主ニ之レヲ拂ハサルヘカラス

第一ノ場合ニ於テハ買主ノ損ナリ

第二ノ場合ニ於テハ買主ノ損ナリ

此ノ如ク區別ヲ立ツル道理ハ第一ノ場合ニ於テ其未必ノ條件ニ於テ其目的タル物件滅盡スレハ其契約ハ目的ナキユヘ契約ニハトラス

第二ノ場合ニ於テハ其契約ハ成リ居ルナレ氏只其人ノ死カ生カヲ知ラサルコトミナル

ニハ其目的ナル物件滅盡スルニ其契約ハ消滅セサルモノト為ス

損害ノ償ノ事ニ付テハ第百八十二條ノ第一

項ニ付

此條ノ第一項ニ説ク所ハ未必ノ條件ニ管シテ

契約ニ於テ未必ノ條件ノ如ク成ラザル

ハ其義務ナルモノハ其物件ヲ引渡シ及ハズ

第二項ノ所ハ未必ノ條件ニ管シタル契約ニ於

テ其未必ノ條件ノ如ク成ラザル間天災ニテ

全ク其物件ノ滅盡シタル時ハ其義務ハ消滅

シテ契約ノ成ラザルモノトス

此第三項ハ物件ノ成分ヲ義務ヲ行フモノ、失

ニ非スレテ滅盡シタルコトニ付

如シ天災ニテ成分ノ滅盡ヲ為ストキハ其權利

ナルモノニテ滅シタルマ、ニ之レテ取ル

モ又ハ其契約ヲ解クトモ勝手次第ナリ

併シ其滅シタルマ、ニ之レテ受取ルトキハ其

全價ヲ拂ハカドヘカラス此論ハハノ疑フ所

ナリ

第四項ニ云フ所ハ過失ニテ滅尽シタルモノ

ヲ云フ

如シ其物件義務ヲ行フハキモノ、過失ニヨリ
テ減シタル時ハ其契約ヲ解除スルモ又ハ
受取ルルモ勝手ナリ
併シ之レヲ受取ルトハ其減シタル丈ケノ原
減シテ受取ルヘキナリ

第一ノ例

如シ支那ト日本トノ^定争論和^定成リタラハ米
何苞ヲ買ハント云フトキ和既ニ成リタリ仍
テ其契約ヲ遂ケントスルニ當リラ既ニ天災

ト也

ニラ其米ノ幾分ニ天ヒタリ其時ハ其契約ヲ
解除スルモ可ナリ又米ヲ受取ルモ可ナリ併
シ受取ルルキハ其初メノ全額ノ價ヲ蓋ク渡
サ、ルハカラス之レト違ヒ其米ハ其賣主ノ
過失ニテ幾分ヲ損シタルトキハ買主ニテ此
契約ヲ解除スルモ可ナリ又受取ルモ可ナリ
併シ其受取ルニハ其損ミタル幾分ノ價ヲ引
キテ渡スヘキナリ

此項ニ償ノ字アリ之レハ價ヲ減スルコトナリ
天災ニテ減少シタルニ付キ買主ニテ其契約ヲ

解除せらるゝ、何ハ賣主ノ迷惑ト云ルニ付テハ諸先生ノ説ニ於テ法律ノ申明方ヨロシカラスアテフ説アリ

或レハ此説キ方ニテヨロシト思フナリ何トテレハ之レヲ受取ルモノニテ受取レハ其代償ノ全部ヲ拂フニテ買主ニテ受取りテ可ナリト思フトキニ引取ツユヘ不可ナルハナキナリ

仍テ法律ニ付テノ利益ヲ云ハシ如レ此水全ク存在シテ高價トナリタル并ハ初

ト 9

メニ定メタル代償ヲ高キ相場ニ從ツテ渡スルモ買主ハ之レヲ受取マレキナリ

此間衆論紛々タリ盡ク記セス受之天災ニテ物件ノ粗悪トナリ又ハ幾分ヲ減シタルトキハ其幾分ノ損ヲ賣主ト買主ト双方ノ損失ト為シタル如何ト云フソト云ヒタリ衆首云テ妙ナリ之レハ五分ノ物件ヲ引取りテ七分五リレノ價ヲ拂フ訳ナリ

ホアツソトト云フ曰ク此理ヲ以テ之レヲ推ストキハ全減盡シタルトキハ賣主ト買主ト五分

タタノ損トナル譯ナリ

又其物件ノ價ノ貴クナリタルトキハ其利益ヲ平均スヘシ

又其物件ノ價ノ賤クナリタルトキハ其損失ヲ平均スヘシ

此事ニ付テハモ年考ヘタリ何レニシラモ此千八百八十條ノ法律ヨリ外ニ實質ノ平均ヲ取ルトハナシ

最モ公平ヲ得ルコトハ利益損失トモニ平均スル方ヨロシカラシ歟

此事ニ付諸説アレモ此説ヲ決スルマテハ先ツ

此法律ノ如ク据ヘ置ク方ナリ

之レハ二千年前ヨリマシノ法律ヲ直キニ移シタルモノナリ

